

報告第10号

大阪市市税条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の一部が令和3年4月1日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年5月14日

大阪市長 松井一郎

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族 申告書) 第35条 [略] [2・3 略] 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定 による申告書の提出の際に經由すべき給与 支払者が <u>電磁的方法（電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法であつて総務省令で定めるもの をいう。以下この項、次条第4項及び第70</u>	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族 申告書) 第35条 [同左] [2・3 同左] 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定 による申告書の提出の際に經由すべき給与 支払者が <u>所得税法第198条第2項に規定す る納税地の所轄税務署長の承認を受けてい る場合には、総務省令で定めるところによ り、当該申告書の提出に代えて、当該給与</u>

条第3項において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けられることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

[5 略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条 [略]

[2・3 略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けられることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

[5 略]

(特別徴収税額)

第69条 前条第1項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下

支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

[5 同左]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条 [同左]

[2・3 同左]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

[5 同左]

(特別徴収税額)

第69条 [同左]

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下

この条、次条第2項及び第3項並びに第71条第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第64条及び第65条の規定を適用して計算した税額

[(2) 略]

[2 略]

(退職所得申告書)

第70条 [略]

[2 略]

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提

この条、次条第2項及び第71条第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第64条及び第65条の規定を適用して計算した税額

[(2) 同左]

[2 同左]

(退職所得申告書)

第70条 [同左]

[2 同左]

[新設]

[新設]

供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第114条の3 法第451条第1項各号に掲げるガソリン軽自動車(法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。次項において同じ。)のうち3輪以上のもの(同条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 法第451条第2項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(法第446条第1項並びに前項、第4項(法第451条第4項の規定により読み替えて準用される同条第1項に係る部分に限る。)及び第5項(法第451条第5項の規定により読み替えて準用される同条第1項に係る部分に限る。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 法第446条第1項、第451条第4項及び第5項並びに前2項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

[4 略]

5 法第446条第3項に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車に

(環境性能割の税率)

第114条の3 法第451条第1項各号に掲げるガソリン軽自動車(法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。次項において同じ。)のうち3輪以上のもの(同条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(乗用車又は車両総重量(法第446条第1項第3号ロに規定する車両総重量をいう。)が2.5トン以下のトラックに限る。)であつて、法第451条第2項各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの(法第446条第1項並びに前項及び第4項(法第451条第4項の規定により読み替えて準用される同条第1項に係る部分に限る。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 法第446条第1項及び第451条第4項並びに前2項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

[4 同左]

[新設]

対して課する環境性能割の税率については、法第451条第5項に定めるところによる。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 [略]

[2 略]

[削る]

3 法附則第15条第16項本文の条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第23項の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第25項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第25項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第27項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第19項までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 [同左]

[2 同左]

3 法附則第15条第8項の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第19項本文の条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第26項の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第27項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第28項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第28項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第30項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第20項までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 11 法附則第15条第27項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第27項第1号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第27項第1号ニに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第27項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第27項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第27項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第27項第3号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第27項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第27項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 21 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 12 法附則第15条第30項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第30項第1号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第30項第1号ニに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第30項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第30項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第30項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 18 法附則第15条第30項第3号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第30項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第30項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 22 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第35項の条例で定める割合は、3分の2とする。

[削る]

23 [略]

(利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条の2 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事（同項に規定する利便性等向上改修工事をいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類、当該利便性等向上改修工事後の家屋が主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることを証する書類及び当該利便性等向上改修工事後の家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項第1号に掲げる同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)～(6) 略]

23 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、0とする。

25 [同左]

(利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条の2 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事（同項に規定する利便性等向上改修工事をいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類、当該利便性等向上改修工事後の家屋が主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることを証する書類及び当該利便性等向上改修工事後の家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項第1号に掲げる同法第2条第18号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)～(6) 同左]

[2 略]

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第26条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額については、法附則第18条及び第18条の3に定めるところによる。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第27条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額については、法附則第19条に定めるところによる。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第30条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額については、法附則第25条及び第25条の3に定めるところによる。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第31条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額については、法附則第26条に定めるところによる。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第32条の2 市長は、法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第32条の7第5項から第7項までに

[2 同左]

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第26条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額については、法附則第18条及び第18条の3に定めるところによる。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第27条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額については、法附則第19条に定めるところによる。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第30条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額については、法附則第25条及び第25条の3に定めるところによる。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第31条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額については、法附則第26条に定めるところによる。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第32条の2 市長は、法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第32条の7第4項及び第5項において「特定期

<p>において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第113条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第32条の7 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p><u>3</u> <u>法第446条第3項に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車(営業用の3輪以上の軽自動車に限る。)</u>に対して課する環境性能割の税率については、<u>第114条の3第5項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第29条の18第1項(法第451条第5項において準用する同条第1項及び第2項に係る部分に限る。)</u>に定めるところによる。</p> <p><u>4</u>～<u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> <u>法第446条第3項に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車(自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに限る。)</u>に対して課する環境性能割の税率については、<u>第114条の3第5項の規定にかかわらず、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、法附則第29条の18第3項(法第451条第5項において準用する同条第2項に係る部分に限る。)</u>に定めるところによる。</p>	<p>間」という。)に行われたときに限り、第113条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第32条の7 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>3</u>～<u>5</u> [同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）第35条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の大阪市市税条例（以下「旧条例」という。）第35条第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第36条第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第35条第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第35条第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

4 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

5 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

6 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略